

閲覧用

令和2年度加美町農業委員会
第4回定例総会議事録

令和2年7月27日（月）

加美町役場小野田庁舎2階会議室

加美町農業委員会

令和2年度第4回定例総会 議事録

1 開催日時 令和2年7月27日(月)午後3時28分～午後4時00分

2 開催場所 加美町役場小野田庁舎 2階会議室

3 出席委員(19名)

| | | |
|---------|-----|-----------|
| 会 長 | 19番 | 三 浦 泉 |
| 会長職務代理者 | 18番 | 千 葉 連 悦 |
| 委 員 | 1番 | 星 榮 喜 |
| 〃 | 2番 | 澁 谷 幹 男 |
| 〃 | 3番 | 半 田 守 |
| 〃 | 4番 | 畠 山 義 信 |
| 〃 | 5番 | 杉 村 昭 宏 |
| 〃 | 6番 | 猪 股 弘 |
| 〃 | 7番 | 三 嶋 秀 二 郎 |
| 〃 | 8番 | 今 野 修 |
| 〃 | 9番 | 伊 藤 登 喜 子 |
| 〃 | 10番 | 板 垣 文 一 |
| 〃 | 11番 | 小 山 京 子 |
| 〃 | 12番 | 佐々木 照 義 |
| 〃 | 13番 | 山 本 成 |
| 〃 | 14番 | 尾 形 徳 夫 |
| 〃 | 15番 | 中 村 貴 美 子 |
| 〃 | 16番 | 畠 山 智 史 |
| 〃 | 17番 | 佐 藤 と も |

4 議事日程

| | | |
|-------|------------|----------------------------|
| 日程第1 | 議席の指定 | |
| 日程第2 | 調査会委員の選任 | |
| 日程第3 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第4 | 会期の決定 | |
| 日程第5 | 会議書記の指名 | |
| 日程第6 | 報告第8号 | 非農地証明書及び現況証明書の交付について |
| 日程第7 | 報告第9号 | 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| 日程第8 | 報告第10号 | 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 加美農業振興地域整備計画の変更について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第11 | 議案第17号 | 農地法第4条の規定による許可申請について |
| 日程第12 | 議案第18号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 日程第13 | 議案第19号 | 農用地利用集積計画の審査について |

5 説明のため出席した職員

| | |
|---------------|------|
| 農業委員会事務局長（書記） | 太田浩二 |
| 農業委員会事務局農地係長 | 畠山明大 |
| 農業委員会事務局主事 | 青砥沙織 |
| 農林課副参事兼農業振興係長 | 後藤勉 |

6 議事の経過及び結果

次のとおり。

第4回定例総会 議事の経過及び結果

〈午後3時28分 開会〉

*事務局（太田浩二事務局長） それでは、定刻でございますので只今より令和2年度加美町農業委員会第4回定例総会を開催いたします。

農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長となりまして、議事を進行していただきます。会長よろしくお願いいたします。

*議長（三浦泉会長） 令和2年度加美町農業委員会第4回定例総会にご出席、大変ご苦労様でございます。

ただいまの出席委員は19名です。定例総会の定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の指定

*議長（三浦泉会長） 日程第1、議席の指定についてを議題とします。

加美町農業委員会会議規則第7条第2項により、補欠の委員の議席は議長が定めることとなっております。

加美町農業委員会の委員として新しく任命されました、佐々木照義委員の議席を12番に指定いたします。

佐々木照義委員は、12番の議席に着席願います。

日程第2 会期の決定

*議長（三浦泉会長） 日程第2、調査会委員の選任についてを議題といたします。

加美町農業委員会調査会設置要綱第2条の規定により、会長及び会長職務代理者を除く委員で、農地調査会及び農政調査会を組織することにしております。

つきましては佐々木照義委員を、農地調査会の委員としてよろしいかお諮りいたします。これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって佐々木照義委員は、農地調査会に所属することに決定いたしました。

それでは、佐々木照義委員の議席・調査会委員が決定いたしました。

ここで12番佐々木照義委員より発言の申し出がございますので、これを許可いたします。佐々木照義委員、ご挨拶願います。

* 12番（佐々木照義委員） ただ今紹介いただきました佐々木でございます。何せ初めてでございますので、皆様方のご指導をいただきながら務めて参りたいと思っておりますので宜しくお願いいたします。

* 議長（三浦泉会長） 私からも委員の皆様のご指導ご協力を宜しくお願いいたします。

日程第3 議事録署名委員の指名

* 議長（三浦泉会長） 日程第3、議事録署名委員の指名を行います。本日の議事録署名委員は、5番 杉村昭宏委員、6番 猪股弘委員にお願いいたします。

日程第4 会期の決定

* 議長（三浦泉会長） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。
お諮りいたします。本定例総会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第5 会議書記の指名

* 議長（三浦泉会長） 日程第5、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局長 太田浩二君を指名いたします。なお、本定例総会の事務従事者として事務局長以下の関係職員を任命します。
それでは、議案の審議に入ります。

日程第6 報告第8号 非農地証明書及び現況証明書の交付について

*議長（三浦泉会長） 日程第6、報告第8号 非農地証明書及び現況証明書の交付について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第8号、非農地証明書及び現況証明書の交付について。このことについて、別紙のとおり非農地証明願及び現況証明願があり、現地調査等による審査の結果、証明書を交付したので報告いたします。

令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月は非農地証明願1件、現況証明願1件でございました。こちらの証明願は関連した案件ですので合わせて報告いたします。

《非農地証明》

申請者 A氏 宮崎字東町…番…

所在地 宮崎字東町…番…の畑

現況 宅地

面積 6.91㎡

《現況証明》

申請者 A氏 宮崎字東町…番…

所在地 宮崎字東町…番…の畑

現況 畑

面積 5.44㎡

隣接地の土地に建ててしまった境界用工作物部分の農地を、贈与により宅地に転用するというので、令和元年11月に農地法第5条にて転用許可を受けました。その後所有権を移転しましたが、地目変更の段階で農地に接続している部分の宅地変更が法務局に認められなかった為、宅地部分と農地部分を分筆し宅地部分是非農地証明により地目を変更登記し、農地部分は現況証明により再び農地とするものでございます。

願いを受け7月15日の現地調査時に、担当委員さん方に現地を確認していただき証明書を発行しております。

[以上2件の非農地証明書及び現況証明書交付について説明。]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

*議長（三浦泉会長） はい、7番 三嶋委員。

* 7 番（三嶋秀二郎委員） ただ今の説明で、法務局により認められなかったとのことですが、法務局の職員が現地を確認しにいらしたのですか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

* 事務局（畠山明大係長） 法務局のほうで現地を確認した結果、境界用工作物である塀を建てていた部分は長細い地形なのですが、その北側部分が畑に接続しており、この部分は宅地にはできないと判断されたようでございます。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第 8 号を終了いたします。

日程第 7 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

* 議長（三浦泉会長） 日程第 7、報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について、事務局より報告いたします。

* 事務局（青砥沙織主事） 報告第 9 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について。このことについて、別紙のとおり通知があったので報告いたします。
令和 2 年 7 月 27 日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は 4 件でございます。

報告書番号 1

貸人 B 氏

借人 C 社 代表取締役 D 氏

所在地 平柳字鹿島の田 2 筆

面積 合計 253 m²

基盤強化促進法

2 番から 4 番までの案件につきましては、議案書のとおりでございます。
以上 4 件で、田 11 筆 面積 14,943 m²となっております。

[以上 4 件の賃貸借の合意解約について説明。]

* 議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第9号を終了いたします。

日程第8 報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について

*議長（三浦泉会長） 日程第8、報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について、事務局より報告いたします。

*事務局（畠山明大係長） 報告第10号 農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告について。このことについて、別紙のとおり工事進捗状況及び工事完了報告書の提出があったので報告いたします。

令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農地転用許可後の工事進捗状況及び工事完了報告は3件でございます。

報告書番号1

建売住宅建設 字大門…番… 外1筆

面積 1,564㎡

令和3年3月30日完了予定

進捗率 15%(令和2年6月18日時点)

報告書番号2

太陽光発電設備設置 谷地森字根岸…番…

面積 1,703㎡

令和2年6月24日完了

報告書番号3

駐車場用地 宮崎字屋敷四番…番…

面積 1,129㎡

令和2年6月25日完了

[以上3件の工事進捗状況及び工事完了報告について説明]

*議長（三浦泉会長） 報告が終わりました。これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これにて報告第10号を終了いたします。

日程第9 議案第15号 加美農業振興地域整備計画の変更について

- *議長（三浦泉会長） 議事に入ります前に、説明者として加美町農林課 後藤副参事兼農業振興係長に出席いただいておりますので、入室を許可いたします。

[農林課職員入室 午後3時40分]

- *議長（三浦泉会長） 日程第9、議案第15号 加美農業振興地域整備計画の変更について事務局より説明をさせます。

- *事務局（畠山明大係長） 議案第15号 加美農業振興地域整備計画の変更について。このことについて、農業振興地域の整備に関する法律施行令第3条の規定により意見を求められたので審議されたい。

令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

- *議長（三浦泉会長） 変更内容につきましては、加美町農林課 後藤副参事兼農業振興係長から詳細説明をしていただきます。

- *農林課（後藤勉副参事） 農林課農業振興係の後藤と申します。宜しくお願ひいたします。今回農業振興地域整備計画の変更がございまして、これについて意見を求めたものでございます。

所在は菜切谷字青木原……の畑、11.6aを事務所・倉庫・住宅設備の展示スペース、又業務用搬入路の敷地の確保ということで、農振の除外の申し出がございました。現状につきましては建築物が建っており、建築業を営む申請者が経営の規模拡大をする際に土地の調査をしたところ、農振区域にかかっていたことが判明したため、今回改めて農振を外し地目変更した上で手続きしたいということでございます。申請者からは別紙のとおり今回の経緯に至った始末書をいただいております。正当な理由で申請したいとの意向がありましたので、今回意見を求めた次第であります。以上でございます。

- *議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

- *議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。採決前に、後藤副参事には退席いただきます。

[農林課職員退室 午後3時45分]

*議長（三浦泉会長） これより議案第15号 加美農業振興地域整備計画の変更についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

*議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第15号 加美農業振興地域整備計画の変更については、原案に異議のない旨を加美町長へ回答することに決しました。

日程第10 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

*議長（三浦泉会長） 日程第10、議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より議案の説明をさせます。

*事務局（青砥沙織主事） 議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記農地について農地法第3条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。

令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長、三浦泉。

今月の農地法第3条の許可申請は2件でございます。

申請番号1

渡人 E氏

受人 F氏

申請地 字味ヶ袋薬来原の畑 外27筆

面積 合計913,491㎡（うち共有持ち分9,822.49㎡）

譲渡人からの要望により売買するもの

売買金額 …万円

申請番号2

渡人 G氏

受人 H氏

申請地 字台崎の田 外8筆

面積 26,999㎡

後継者へ贈与するもの

[以上2件の許可申請について説明]

*議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を4番 畠山義信委員お願いします。

* 4 番（畠山義信委員） 令和2年7月15日、仙台市のE氏へは電話にて、鹿原のF氏は直接自宅へ伺い聴取り調査を行いました。E氏はもともと父親が原町の出身でしたが今は亡くなられて、息子であるE氏は今後仙台市に生活を構えたいということだったので、ある程度土地の財産を整理したいと考え今回の売買となりました。F氏は専業の酪農農家で、規模拡大ということで計画したいと考えており、今回…万円で双方の話し合いがまとまったようでございます。譲渡人 譲受人に聴取り調査をした結果、地域調和要件に支障ないものと判断いたしました。以上です。

* 議長（三浦泉会長） ご苦勞様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。これより議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

日程第11 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について

日程第12 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について

* 議長（三浦泉会長） 日程第11、議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について、日程第12、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について、以上2件は関連した案件がございますので、会議規則第10条の規定に基づき一括審議といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 異議なしと認めます。よって、議案第17号及び、議案第18号を一括審議とすることに決定いたしました。

本件について、事務局より議案の説明をさせます。

- *事務局(畠山明大係長) 議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第4条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第4条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

申請人 I氏 大崎市古川大幡字原田…番地…

申請地 字新空沼…番…

面積 115㎡

進入路・駐車場の設置を行うもの

(関連案件の5条と合わせて説明する為省略)

- *事務局(畠山明大係長) 議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請について。
下記農地を農地以外の目的に供するため農地法第5条第1項の規定により許可申請があったので審議されたい。
令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。
今月の農地法第5条の許可申請は1件でございます。

申請番号1

譲渡人 I氏 大崎市古川大幡字原田…番地…

譲受人 J氏 加美町字原宮崎道下…番地

申請地 字新空沼…番…

面積 68㎡

贈与により進入路の設置を行うもの

申請者兩名の宅地は袋地になっており、宅地と道路の間にある農地(新空沼…番)の一部を進入路として使用しておりました。その農地を3つに分筆し、I氏宅に隣接している部分を4条申請、J氏宅に隣接している部分を5条申請するものです。

申請地は加美町役場宮崎支所の南南西約2kmに位置しており、南側に隣接する圃場と一体化し「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域」を形成していると思料されることから、第1種農地と判断いたしました。用途が進入路等であり、「宅地その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの(住宅、事務所、作業場等)」に該当すると思料されることから、やむを得ないと判断いたしました。

[以上2件の許可申請について説明]

- *議長(三浦泉会長) 議案の説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果並びに補足説明を、16番 畠山智史委員お願いします。

* 16番（畠山智史委員） 令和2年7月15日、太田事務局長、畠山係長、中村貴美子委員、佐藤とも委員、私の5名にて現地調査を行って参りました。

申請者宅は袋地になっており、農地の一部を駐車場と進入路として使用しておりました。土盛りもなく現況のまま使用する為、支障はないと判断いたしました。以上でございます。

* 議長（三浦泉会長） ご苦労様でした。現地調査の結果並びに補足説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。

これより議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第17号 農地法第4条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請についての採決を行います。

お諮りします。本件は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって議案第18号 農地法第5条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定しました。

日程第13 議案第19号 農用地利用集積計画の審査について

* 議長（三浦泉会長） 日程第13、議案第19号 農用地利用集積計画の審査について事務局より説明をさせます。

* 事務局（青砥沙織主事） 議案第19号 農用地利用集積計画の審査について。下記農地について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により審査決定を求められたので審議されたい。

令和2年7月27日提出。加美町農業委員会会長 三浦泉。

今月の農用地利用集積の審議は、売買2件 賃貸借2件でございます。

申請番号 1

渡人 K氏
L氏
M氏
受人 N氏
申請地 四日市場字荒井の田 外 5 筆
面積 合計 17,074 m²
権利移動の種別 売買
売買金額 総額…万円

申請番号 3

渡人 O氏
受人 P氏
申請地 字鶴羽美の田 3 筆
面積 合計 4,666 m²
権利移動の種別 賃貸借
借賃 一反歩あたり…kg

申請番号 2 番の売買、4 番の賃貸借の案件につきましては議案書のとおりとなっております。以上 4 案件で、田 1 1 筆・畑 1 筆 面積 23,811 m²
これらの案件の計画内容は、経営面積、従事日数等、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する要件を満たしているものと判断されます。

[以上 4 件の集積計画について説明]

* 議長（三浦泉会長） 議案の説明が終わりました。これより審議を行います。質疑ございませんか。

—「はい」の声あり—

* 議長（三浦泉会長） はい、3 番 半田委員。

* 3 番（半田守委員） 申請番号 1 番についてですが、こちらは先月の総会で利用集積の取消を行ったものです。前回上がった 1 1 筆の農地のうち今回は 6 筆ということで、残りの 5 筆は道路や水路等の現確不能地であると説明を受けました。この残った 5 筆はどういった処理をされるのか、削除されるのでしょうか。

* 議長（三浦泉会長） では事務局。

* 事務局（青砥沙織主事） 私のわかる範囲でのお答えになりますが、現地確認不能地となったものに関しては、そのままにしておくしかないというようにお聞きしました。

* 3 番（半田守委員） 改良区や法務局は関係なく残しておくのですか。面積等も違ってきますが、そのままにしておくしかないのですね。わかりました。

* 議長（三浦泉会長） ほかに質疑ございませんか。

— 「なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） 質疑がないようですから、これで審議を終わります。
これより議案第 19 号 農用地利用集積計画についての採決を行います。
お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

— 「異議なし」 の声あり —

* 議長（三浦泉会長） ご異議なしと認めます。よって、議案第 19 号 農用地利用集積計画の審査については、原案のとおり決定いたしました。

* 議長（三浦泉会長） 以上をもちまして、本日の案件はすべて議了いたしました。これで令和 2 年度第 4 回加美町農業委員会定例総会を閉会いたします。
大変ご苦労さまでした。

〈午後 4 時 00 分 閉会〉

この議事録は、事務局長 太田浩二が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、署名押印する。

令和 2 年 7 月 27 日

議 長 三 浦 泉

署名委員 杉 村 昭 宏

署名委員 猪 股 弘